

社会福祉法人南房総市社会福祉協議会ボランティア 基金設置要綱

平成18年3月27日

要綱第8号

(設置)

第1条 この要綱は、南房総市内における社会福祉事業の振興と円滑な運営を確保するためのボランティア活動を支援するための財源を確保するため、社会福祉法人南房総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に社会福祉法人南房総市社会福祉協議会ボランティア基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の造成)

第2条 基金は、次に掲げるものから造成するものとする。

- (1) 本会に寄せられた寄附のうち、ボランティア活動の成果による収益の寄附金
- (2) 本会に寄せられた寄附のうち、本会福祉振興基金に積み立てない寄附金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市内のボランティア活動の財源として運用することが好ましい寄附金

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(会計)

第4条 基金の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(基金の運用及び活用)

第5条 基金及び基金から生ずる収益は、必要に応じ取り崩し、原則としてボランティア活動に要する経費に使用するものとする。

(基金の運営)

第6条 基金の運営は、事務局長が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。